

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律
の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 納税の猶予の特例の対象となる国税の期日について、令和3年2月1日（現行：令和3年1月31日）に改めることとする。（第2条関係）
- 2 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税について、公的貸付機関等の範囲に独立行政法人中小企業基盤整備機構を、金融機関の範囲に株式会社日本政策投資銀行を、それぞれ加えることとする。（第8条関係）
- 3 この政令は、公布の日から施行することとする。（附則第1項関係）